

平成25年度  
農林水産省政策評価実施計画

平成25年5月22日

農林水産省

## 目 次

1 計画期間	1
2 実績評価	1
3 事業評価	2
4 総合評価	2
(別表 1) 政策評価体系	3
(別表 2) 成果重視事業一覧	5
(別表 3) 公共事業一覧	6
(別表 4) 研究開発課題及び研究制度一覧	9
(別表 5) 租税特別措置等に係る政策一覧	10
(別表 6) 総合評価を実施する政策分野一覧	11

## 平成25年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画に基づき、以下のとおり定める。

なお、政策効果の把握に当たり、東日本大震災等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地のデータを除いた実績値を用いるなどして、対応可能な範囲で達成度合の判定を行い、実績評価を行うこととする。

### 1 計画期間

平成25年5月22日から平成26年3月31日までとする。

### 2 実績評価

（1）別表1に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成25年度に実施する政策に係る目標設定を行う。

（2）平成24年度に実施した政策については、設定した目標値に対する実績値を把握し、達成度合の判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、必要性、効率性及び有効性の観点から要因分析を併せて行う。

① 達成度合が「C」又は「有効性に問題がある」となった指標

② 前年度の実績値を下回った指標（ただし、達成度合が「A」又は「おおむね有効」となった指標を除く。）

③ 達成度合が「150%超」となった指標

なお、東日本大震災等の影響により把握すべきデータの一部が欠ける指標については、被災地分を除くなどして平成24年度の目標値を改めて設定した上で、対応可能な範囲で実績値を把握し、達成度合を算出して判定を行うこととする。上記の①又は③に該当する場合は、要因分析を併せて行う。

また、平成23年度政策の評価時に実施した要因分析の内容を踏まえた対応状況や施策効果の発現状況について、フォローアップを実施する。

（3）評価に当たっては、実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど政策評価と行政事業レビューの連携を図る。

（4）別表2に掲げる成果重視事業について、実績評価方式により事後評価を行う。

### 3 事業評価

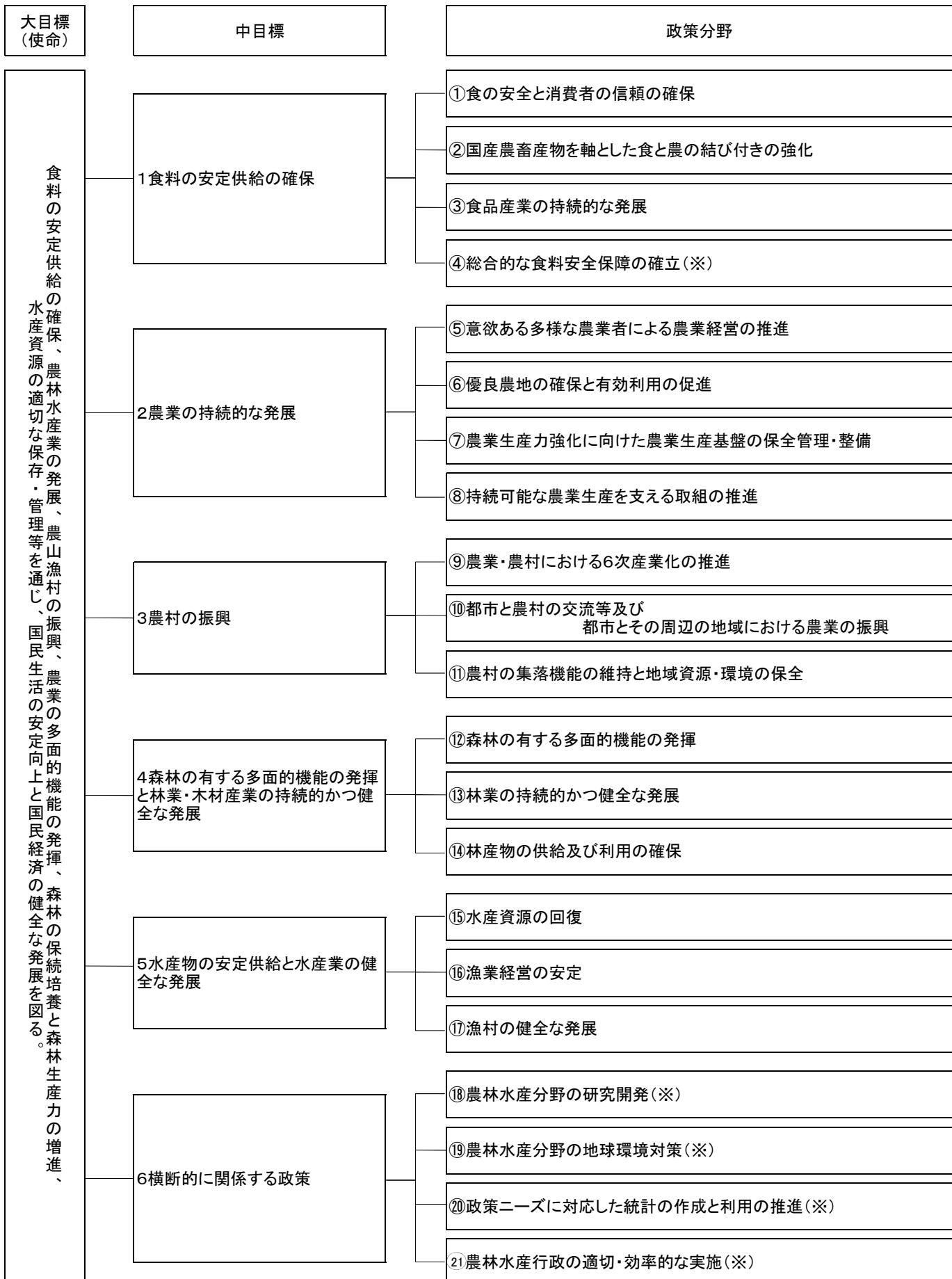
- (1) 別表3に掲げる公共事業について、事業評価方式により事後評価を行う。  
なお、東日本大震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。
- (2) 別表4に掲げる研究開発課題及び研究制度について、事業評価方式により事後評価を行う。
- (3) 別表5に掲げる租税特別措置等に係る政策について、事業評価方式により事後評価を行う。

### 4 総合評価

別表6に掲げる政策分野について、総合評価方式により事後評価を行う。

## 政策評価体系

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価



2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 成果重視事業一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

- ・ソフトセルロース利活用技術確立事業費

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 公共事業一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

#### (1)直轄事業・機構等営事業

ア 期中

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	千葉県	北総中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岡山県	岡山南部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	美蔓	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	岐阜県・愛知県	新濃尾	農村振興局防災課	国
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	福岡県	有明海東部	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	岩手県	岩手山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	新潟県	妙高山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	福島県	小良ヶ浜	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	高知県	西熊山	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	山梨県	野呂川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	静岡県	大井川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	岐阜県	板取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	松川入	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	中川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	小渋川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	新潟県・長野県	姫川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	石川県	手取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	徳島県	穴吹川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	高知県	早明浦	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	鹿児島県	桜島	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	岩手県	磐井川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	新潟県	頸城	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	長野県	小渋川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	新潟県・長野県	姫川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	高知県	南小川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	徳島県	祖谷川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	網走・湧別川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県 ・愛知県	木曽川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県 ・愛知県	木曽川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県 ・愛知県	木曽川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域50年以上経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域30~49年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域10~29年経過分	林野庁整備課	独立行政法人
区分	事業名	事業主管課	事業実施主体		
直轄	国営かんがい排水事業	農村振興局水資源課	国		
直轄	国営総合農地防災事業	農村振興局防災課	国		
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	農村振興局防災課	国		
直轄	国有林直轄治山事業	林野庁業務課	国		
直轄	民有林直轄治山事業	林野庁治山課	国		
直轄	直轄地すべり防止事業	林野庁治山課	国		
機構等	水源林造成事業	林野庁整備課	独立行政法人事業		

## イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	篠津中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	新雨竜	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	フラヌイ・フラヌイ二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	新潟県	阿賀野川右岸	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岡山県	児島湾周辺	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	佐賀県	上場(二期)	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農用地再編整備事業	青森県・岩手県	八戸平原	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	生花	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	浜頓別北部	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	埼玉県	大里	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	石川県	加賀三湖周辺	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	京都府	巨椋池	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	奈良県	大和平野	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	岡山県	児島湖沿岸	農村振興局防災課	国
機構等 水資源機構かんがい排水事業	愛知県	愛知用水二期	農村振興局水資源課	独立行政法人	
直轄	国有林直轄治山事業	北海道	有珠山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	福島県	表山	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	静岡県	梅ヶ島	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	長崎県	雲仙	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	宮崎県	夷守	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	高知県	南小川	林野庁治山課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	安芸	林野庁業務課	国
区分	事業名	事業主管課	事業実施主体		
直轄	国営かんがい排水事業	農村振興局水資源課	国		
直轄	国営農用地再編整備事業	農村振興局農地資源課	国		
直轄	国営総合農地防災事業	農村振興局防災課	国		
機構等 水資源機構かんがい排水事業	農村振興局水資源課	独立行政法人			
直轄	国有林直轄治山事業	林野庁業務課	国		
直轄	森林環境保全整備事業	林野庁業務課	国		

## (2)補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	農村振興局水資源課・農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
かんがい排水事業	農村振興局水資源課
経営体育成基盤整備事業	農村振興局農地資源課
畑地帯総合整備事業	農村振興局水資源課
農道整備事業	農村振興局農村整備官
農業集落排水事業	農村振興局農村整備官
農村振興総合整備事業	農村振興局農村整備官
田園整備事業	農村振興局農地資源課
地域用水環境整備事業	農村振興局水資源課
中山間地域総合整備事業	農村振興局中山間地域振興課
農地防災事業	農村振興局防災課
農地保全事業	農村振興局防災課
農村環境保全対策事業	農村振興局防災課
海岸保全施設整備事業（農地）	農村振興局防災課
草地畜産基盤整備事業	生産局畜産振興課
畜産環境総合整備事業	生産局畜産振興課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
森林居住環境整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課
海岸環境整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課

※震災等の影響を受けた地区については、公表時期を延期することがある。

## 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

## (1)未着手の事業

## ア 直轄事業・機構等営事業

該当するものはない。

## イ 補助事業

該当するものはない。

## (2)未了の事業

## ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	仙法志地区	水産庁計画課	国

## イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	佐々木南部郷	農林水産省農地資源課	新潟県
農業競争力強化基盤整備事業	新潟県	米倉	農林水産省農地資源課	新潟県
地すべり対策事業	北海道	幸内	農林水産省防災課	北海道
地すべり対策事業	山形県	蔵王堀田	農林水産省防災課	山形県
農村地域防災減災事業	新潟県	新発田東部	農林水産省防災課	新潟県

※震災等の影響を受けた地区については、公表時期を延期することがある。

## 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 研究開発課題及び研究制度一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

#### (1) 研究開発課題

該当するものはない。

#### (2) 研究制度

該当するものはない。

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 租税特別措置等に係る政策一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。

## 総合評価を実施する政策分野一覧

### 1 法第7条第2項第1号に区分される事後評価

政策分野名	評価を担当する課
農林水産分野の地球環境対策	大臣官房環境政策課
総合的な食料安全保障の確立	大臣官房食料安全保障課

### 2 法第7条第2項第2号に区分される事後評価

該当するものはない。

### 3 法第7条第2項第3号に区分される事後評価

該当するものはない。